



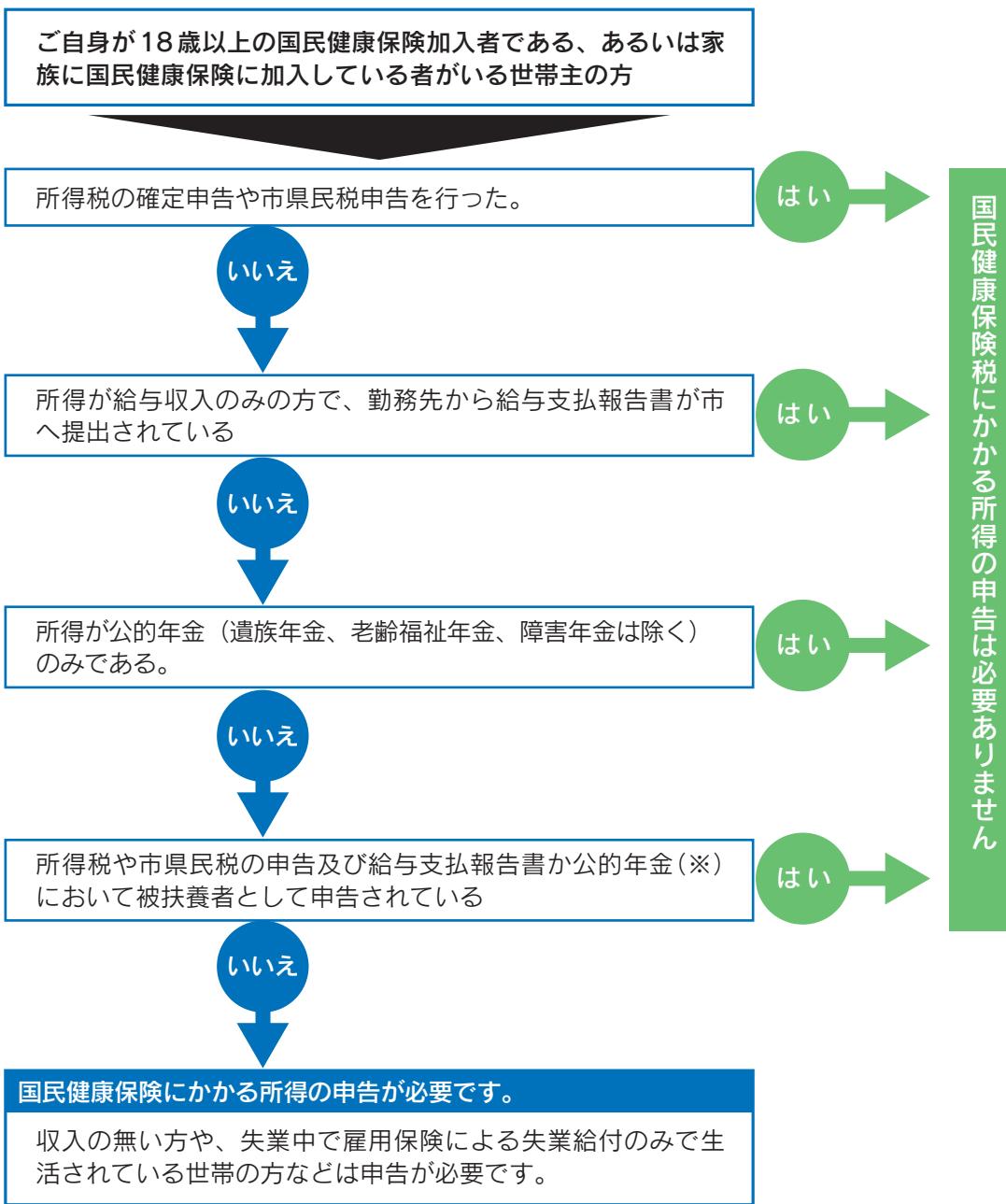
## 適正な国保税課税、医療費の算定のために所得の申告を

令和3年度国民健康保険税は国民健康保険税条例第24条により納税義務者は、4月15日までに申告書を市に提出することとされています。令和3年度国保税は、令和2年中の総所得金額等に基づき算出します。国保税の算定のために所得の申告をお願いします。

### 申告をしないと、次のような不利益が生じる場合があります

- ・税額が正しく計算されない
- ・軽減措置が適用されない
- ・高額療養費の自己負担限度額が判定できない
- ・申告が遅れると、年度の途中で増額になってしまう

### 下のチャートで申告が必要かどうかを確認しましょう



※茅野市在住の方に限ります。市外在住者が被扶養者として申告している場合は、茅野市に申告が必要です。